

場・職業研究所は、各種の調査研究を行なう。社会構造的な研究は、その中でもとくに重要であり、それらの研究の成果を基礎として、政府は今後の職業政策を打ち出すことになるであろう。

適当な財政上の解決策が見つからない

雇用促進法の泣きどころは財政問題である。法律が考えている財政計画は社会的にみて決して模範的なものではない。従来まで雇用者と被雇用者が一緒に支払って来た掛金は、これからは雇用者、被雇用者からべつべつに同額づつ徴集されることになる。つまり掛金の対象となる賃金の1%を雇用主が1%を被雇用者が支払う。より良い労働市場を実現し、全経済、全社会の各領域の労働者の職業訓練、継続訓練、再訓練を徹底するという法律のもつ広大な理想を考えるとその負担を労働者と雇用者にだけまかせるということは納得し難い。とくに雇用者の負担金はけっきょく企業経営上経費の一部として商品価格に入れられるので、それも消費者、多くは労働者により負担されていることになる。

雇用促進法は決してすべての点について完全な法律であるということとはできないかも知れない。しかしそれにより連邦議会と県議会は近代的で前進的な労働市場政策の基礎づくりを行ったということができよう。そしてドイツの社会政策はより大きい一歩を踏み出し

たのである。

G. W. Brück, Arbeitsförderung, Ausbildungsförderung und Berufsbildung Hand in Hand. *Neues Beginnen*, 1969 Nr. 4, ss. 133~144.

(春見静子 上智大)

「保証収入」制度



(ベルギー)

ベルギー政府は、68年6月25日、同国の社会政策に関する新しい方針を発表したが、それはすべての市民に社会的最低限の収入を保障しようとする革新的なものであった。

ところで、この新政策実施の第1段階として、69年4月29日の法律で、社会的に保護の薄いすべての老人に対する「保証収入」制度が設けられ、同5月1日より実施されること

となった。69年4月29日および5月1日のベルギー・モニターは、老人に対するこの「保証収入」(revenu garanti) 制度の実施に関する新しい法律および命令を紹介しているので、以下にその概要を述べよう。

制度の目的

この制度の目的は、ベルギーの老人で、無収入の者または十分な収入のない者約10,000

人に対して、いわゆる社会的最低限の基礎収入 (un revenu de base) を支給することである。この基礎収入の額は、当面毎年10%ずつ増額されることになっている。なお、この制度は新しい年金制度を創設するものではない。

制度の対象と受給要件

この制度の対象となるのは、いかなる年金制度の適用をも受けない者、または雇用期間が短いため年金を受けられなかったり、最低年金しか受けられない者などである。ただし、これらの老人が生活するに十分な収入をもつ場合には、この新制度は適用されない。

保証収入は、65歳(男)または60歳(女)に達した者に支給される。そのほか、この支給を受ける者は、次の要件の一つを満すことが必要とされる。

- (1) ベルギー人であること、またはいずれの国籍をもたない者
- (2) ベルギーが互惠条約を締結している国出身の者

ただし、その他の外国人であっても、実際にベルギーに、本法施行前少なくとも5年間居

住した者にも支給される。

給付額

この制度で支給される基礎額は、家族につき年額30,000ベルギー・フラン、ひとり者につき20,000ベルギー・フランである。この額は小売物価指数の変動にリンクされるが、その結果として、早速69年5月1日より、上記の年額はそれぞれ31,224ベルギー・フランと20,000ベルギー・フランに引き上げられる。

資産調査

この制度の給付は資産調査を要件とする。つまり、もっとも貧困な状態にある老人がまず第一に援護されるということである。対象となる者の資産の評価に当たっては、その性質または出所のいかなを問わずすべての資産が考慮される。ただし、次のものは除外される。

- (1) 家族手当
- (2) 公的および私的扶助の範疇に属する諸給付
- (3) 子または親からの金銭援助
- (4) 両大戦中の兵役またはレジスタンス運動に関連する特別年金(通常の戦争年金は

除外されない)。

世帯主につき年間9,000ベルギー・フランを越えない収入、または単身者につき6,000ベルギー・フランを越えない収入は考慮されない。つまり、老人の収入がこれらの額を越えない場合には、保証収入が全額支給され、また年間収入がこれらの額を越える場合でも、その越える部分を差し引いて支給される。

支給方法

保証収入の支給を受けるためには、該当者は、65歳(男)または60歳(女)に達する日の早くとも6か月前に、居住する市町村役場に申込みをしなければならない。この法律は65年5月1日に施行されるが、当日すでに同年齢に達し、この制度の給付を受け得るものと思われる者は、直ちに申込みをしなければならないものとされる。

ただし、任意保険の被保険者の資格で年金を受け、すでに65歳(男)または60歳(女)に達している者は、自分で受給申込みをする必要はない。また、受給する年金総額が保証収入の額を下回る者も申込みをする必要がな

く、これらの者の保証収入への権利はそれぞれの年金担当事務局が審査する。

資料 Union national des Fédérations Mutualistes neutres, le Mutualiste neutre, decembre 1969.

U. S. Department of H., E., & W. ; Social Security Administration, *Social Security Bulletin*, September 1969.

(上村政彦 健保連)

精神薄弱者の保護工場



(フランス)

現在フランスには約70万人の精薄児（5～19歳）がいるが、彼等に対する専門的施設の不足が問題となっている。とくに精薄児の収容・教育施設の年齢の上限（14歳）をこえたものに対する施設、さらに就労へと結びつけるサービスが欠けている。

従来から精薄児の従容施設や職業訓練学校をいくつか創設してきた「ロレーヌ地方精薄児の親の会」の依頼により、同地方経済情報

研究所が精薄者の労働に関する調査を実施した。その結果が「Informations Sociales」（家族手当金庫全国連盟による月刊誌）、1969年10月号に紹介されている。

この精神薄弱者の労働・特集号の主な内容はつぎの通りである。

前文と第一章——精神薄弱の全般的問題と精薄者にとっての労働の意味（労働への権利，社会，経済生活への参加……）。

第二章——精薄児の職業訓練学校（最近つくられはじめたが、まだその数は少ない。対象は14～20歳）の現状，活動についての調査分析。労働に対する精薄児の感情，期待，好み，能力，態度など。精薄児の労働を可能とするための条件の整備の必要性が強調されている。

第三章——精薄者の労働の諸形態。一般企業内での就労と保護的職場での労働に二分し，それぞれについて現行施策と実情が示されている。

第四章——保護工場に対する調査の結果

第五章——企業での雇用の可能性の検討

第六章——保護工場の仕事の獲得について，

ここでは第四章の内容の一部を要約する。

工場に対する調査の結果（カッコ内は施設数）

調査対象——アンケート送付先き（47），解答（29），うち精神病院（1）を除外。

開設時期——1960～1961から1967まで。

入所条件——精薄が必要条件である（12），身障者でもよい（1）。てんかん，重度の性格障害，重度精薄，一般企業への就労可能の